

第5章 「障害福祉サービス」等の円滑な推進

1 「障害福祉サービス」等の見込み量の設定

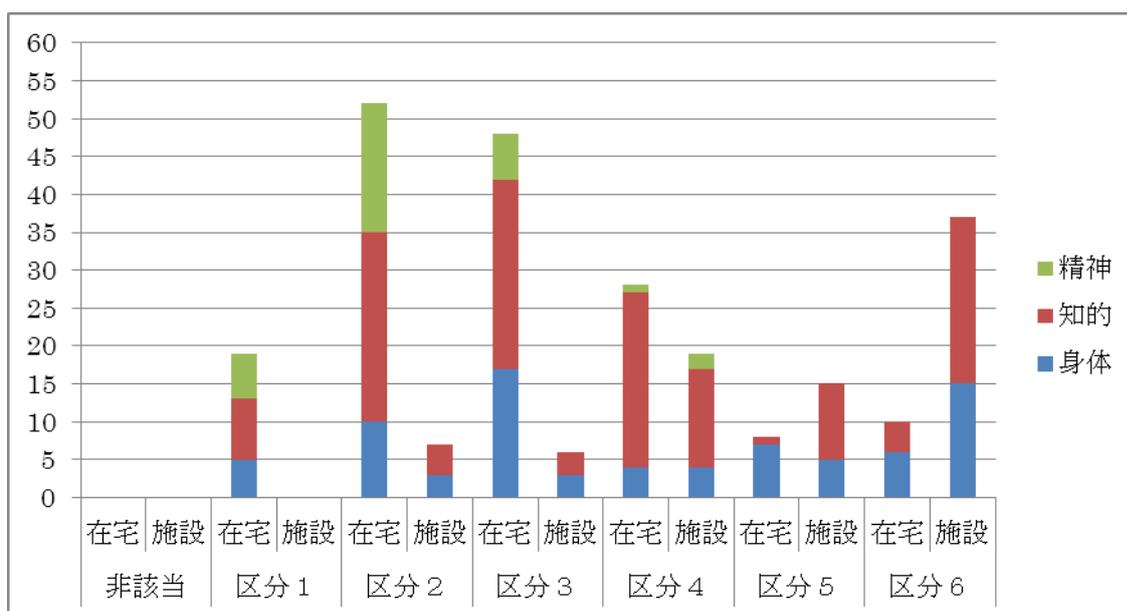
(1) 「障害福祉サービス」

障がい者を取り巻く現状や第2期計画の実績と進捗状況を分析し、障がい者のニーズや近年の利用者数の伸び、サービス利用者の「障害程度区分」の認定見込み等を勘案して、平成24年度から平成26年度までの必要なサービス量を見込みました。

＜平成26年度の「障害程度区分」の認定者＞

(人)

区分		非該当	1	2	3	4	5	6	合計
身体	在宅者	0	5	10	17	4	7	6	49
	施設入所者	0	0	3	3	4	5	15	30
知的	在宅者	0	8	25	25	23	1	4	86
	施設入所者	0	0	4	3	13	10	22	52
精神	在宅者	0	6	17	6	1	0	0	30
	施設入所者	0	0	0	0	2	0	0	2
合計	在宅者	0	19	52	48	28	8	10	165
	施設入所者	0	0	7	6	19	15	37	84
割合	在宅者	0%	11.5%	31.5%	29.1%	17.0%	4.8%	6.1%	100%
	施設入所者	0%	0%	8.3%	7.1%	22.6%	17.9%	44.1%	100%



① 訪問系サービス

訪問系サービスは、自宅で訪問による介護を受けたり、病院等に通院する場合、官公署や指定相談支援事業所を公的手続きや相談のために訪れる場合に介助及び同行の支援を受けたりするサービスです。

現在の訪問系サービスの利用者数、障がい者等のニーズ、退院可能精神障がい者のうちサービスの利用が見込まれる者、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して、平成26年度までの利用人数及び必要なサービス量を見込みました。

○ 居宅介護

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行います。

また、病院等に通院する場合、官公署や指定相談支援事業所を公的手続きや相談のために訪れる場合に介助及び同行の支援を行います。

平成23年度は、27人で4,899時間の利用を見込んでいます。

平成26年度までは、障がい者等によるニーズや退院可能精神障がい者のうちサービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して見込んだ数から、サービス利用者の65歳到達による介護保険制度への移行による数を控除して見込みました。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
5,577 (39人)	5,863 (41人)	6,006 (42人)

○ 重度訪問介護

常に介護を必要とする重度の肢体不自由者に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など生活全般にわたる支援を行います。また、外出時における移動中の介護を総合的に行うもので、1日の支援時間が3時間以上となる方が対象になります。

平成22年度までの利用実績はなく、また、現在居宅介護サービス利用者の中でこのサービスの対象となる方からの希望はありませんが、障がいの重度化による利用者の増加を勘案して、1人の利用を見込みました。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
1,280 (1人)	1,280 (1人)	1,280 (1人)

○ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時においてその障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際に必要な支援を行います。

このサービスは平成23年10月から開始されましたが、地域生活支援事業のうち移動支援事業を利用していた重度の視覚障がい者の方が同行援護の利用へ移行することを勘案して平成23年度は7人の利用を見込み、今後も毎年1人の増加を見込みました。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
640（8人）	720（9人）	800（10人）

○ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等で常に介護を必要とする方に、その障がい者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護や排せつ、食事等の介護その他の必要な支援を行います。

平成22年度までの利用実績はありませんが、施設等からの地域生活への移行などを考慮し、1人の利用を見込みました。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
360（1人）	360（1人）	360（1人）

○ 「重度障害者等包括支援」

常に介護を必要とする障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があり四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方について、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの「障害福祉サービス」を包括的に提供します。

現在、在宅の対象者はなく、また県内に指定サービス事業所もありませんが今後の障がい者のニーズを考慮し、1人の利用を見込みました。

<年間利用時間>

※（ ）は実利用人数

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
4,380 (1人)	4,380 (1人)	4,380 (1人)

② 日中活動系サービス

新体系に移行した施設でのサービスは、日中活動系サービスと居住系サービスに分かれます。

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所があります。これらのサービスは、障害者支援施設、グループホーム又はケアホームを利用している方のほか、在宅で生活している方が通所で利用することもできます。

現在の日中活動系サービスの利用者数、障がい者等のニーズ、特別総合支援学校卒業生数の今後の見通し、退院可能精神障がい者のうちサービスの利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ人数から、一般就労に移行する者の見込数を控除して、平成26年度までの利用人数及び必要なサービス量を見込みました。

○ 生活介護

常に介護が必要な方に、主として昼間において、施設で入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事などに加え、生活等に関する相談など必要な日常生活上の支援を行い、創作的活動や生産的活動の機会、身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を提供します。

平成23年度までの施設の新体系への移行のほか、現在の利用人数や障がい児施設に入所している者の移行を勘案して、毎年4人の増加を見込みました。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
24,200 (110人)	24,860(113人)	25,960(118人)

○ 自立訓練(機能訓練)

地域で生活する上で、身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者に、施設への通所や在宅への訪問により、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

このサービスを提供できる事業所が近隣になく平成20年度から平成23年度までの利用はありませんが、障がい者のニーズを勘案して、1人の利用を見込みました。

<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
264 (1人)	264(1人)	264(1人)

○ 自立訓練(生活訓練)

知的障がい者又は精神障がい者に、入浴や排せつ、食事等の自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

平成23年度は10人の利用を見込んでいます。

障がい者のニーズ及び退院可能精神障がい者のうちサービスの利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ人数から、このサービスについては原則2年間の標準利用期間が設定されていることによるグループホームへの移行や地域移行による利用人数を控除して見込んでいます。

<年間利用日数>

※()は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
1,800 (10人)	1,080(6人)	720(4人)

○ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する65歳未満の障がい者に、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。

平成23年度は20人の利用を見込んでいますが、現在の利用人数、平成23年度までの施設の新体系への移行、障がい者のニーズ、特別総合支援学校卒業者のうち新たにサービスの利用が見込まれる者等の数から、このサービスについては原則2年間の標準利用期間が設定されていることによる就労継続支援等への移行や一般企業への就職の数を控除して見込みました。

<年間利用日数>

※()は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
6,800 (34人)	6,200(31人)	4,400(22人)

○ 就労継続支援(A型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、適切な支援により雇用契約等に基づいて就労する方について、生産活動その他の活動の機会の提供など就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

平成23年度は、12人の利用を見込んでいますが、現在の利用人数や障がい者のニーズ、就労移行支援からの移行を勘案して見込みました。

<年間利用日数>		※ () は実利用人数
平成24年度	平成25年度	平成26年度
3,150 (14人)	4,050(18人)	4,725(21人)

○ 就労継続支援(B型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者であって、通常の事業所に雇用されていたが年齢、心身の状態などの事情により引き続きその事業所に雇用されることが困難となった方や、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されることが困難であった方について、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。

平成23年度は43人の利用を見込んでいますが、平成24年度以降は、平成23年度までの施設の新体系への移行による増加、障がい者のニーズ、特別総合支援学校卒業者のうち新たにサービスの利用が見込まれる者等の数を勘案して見込みました。

<年間利用日数>		※ () は実利用人数
平成24年度	平成25年度	平成26年度
24,960 (104人)	29,520(123人)	34,560(144人)

○ 療養介護

病院において日常生活上の世話や医療を必要とする障がい者であって、常時介護を必要とする方に、主として昼間において、病院での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活上の世話を行います。

平成23年度までの利用見込みは1人ですが、現在重症心身障がい児施設を利用している障がい者や障がい児の移行を勘案し、増加を見込みました。

<年間実利用人数>

※（ ）は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
1人	2人	4人

○ 短期入所

在宅で障がい者等の介護をする方が病気の場合などに、障がい者支援施設等へ短期間入所し、夜間も含め入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。

現在の利用人数、障がい者等のニーズ、平成22年度の実績による平均的な1人当たりの利用量等を勘案して見込みました。

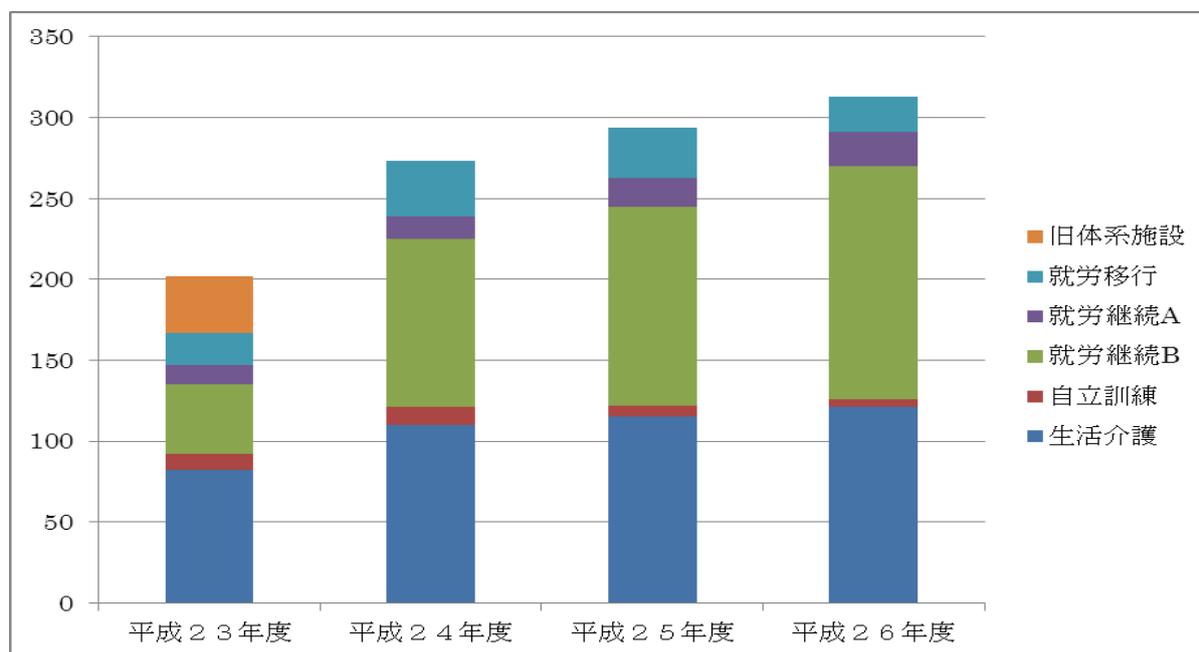
<年間利用日数>

※（ ）は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
880 (11人)	960(12人)	1,040(13人)

＜日中活動系サービス（旧体系施設等からの移行分）利用者数の推移＞

（療養介護、短期入所を除く）



③ 居住系サービス

居住系サービスは夜間や休日に生活の場を提供するサービスであり、日中活動系サービスと組み合わせての利用が期待されています。サービスとしては、共同生活介助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援があります。

○ 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

共同生活を行う住居に入居している障がい者につき、夜間や休日にその住居において、グループホームは相談その他の日常生活上の援助を行い、ケアホームは入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡その他必要な日常生活上の世話をを行います。

現在の利用人数、障がい者のニーズ、退院可能な精神障がい者のうちサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、見込みました。

＜年間実利用人数＞

※（ ）は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
50人	57人	66人

○ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、夜間や休日に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

現在の利用人数、障がい児施設からの移行を勘案して見込みました。

<年間実利用人数>

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
78	79	81

(2) 相談支援

① 計画相談支援

「障害福祉サービス」又は地域相談支援を利用するすべての障がい者等に、相談支援事業者が、「障害福祉サービス」の支給決定前又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定又は変更後にサービス事業者等との連絡調整、計画の作成を行います。また、その後も厚生労働省令で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。

平成 23 年度のサービス利用計画の利用見込みは 6 人です。

「障害福祉サービス」及び地域相談支援の利用人数等を勘案し、原則として 3 年後にはすべての「障害福祉サービス」及び地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象とするよう見込みました。

<一月当たり利用人数>

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
21	40	61

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、相談支援事業所が、住居の確保、その他地域移行ための活動に関する相談、地域移行のための「障害福祉サービス」事業所等への同行支援等を行います。

施設入所者や退院可能精神障がい者数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みました。

<一月当たり利用人数>

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
2	2	2

③ 地域定着支援

居宅で単身で生活する障がい者又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みました。

<一月当たり利用人数>

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
2	2	2

(3) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

相談支援事業は、障がい者等、障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、「障害福祉サービス」や他の必要とするサービスの利用調整などを行うとともに、虐待防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した生活を営むことができるようにすることを目的としています。

3障がいそれぞれの特性に対応した相談に応じられるよう、今後も引き続き、宇部市と共同で3か所の相談支援事業所に委託して実施します。

- ・ 宇部市障がい者生活支援センター・ぴあ南風（主に身体障がい者）
- ・ 総合相談支援センター・ぷりずむ（主に知的障がい者）
- ・ 生活支援センター・ふなき（主に精神障がい者）

市内には、「心身障害児簡易通園施設なるみ園」での療育相談や、地域活動支援センターなどの相談窓口がありますが、市内での相談体制をより一層強化します。

施設でサービスを利用している障がい者については、各施設に設置されている苦情相談窓口で、サービスの内容についての苦情等を相談できるようになっています。

<年間相談件数>

※（ ）は実利用人数

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
2,110 (90 人)	2,000 (85 人)	1,790 (80 人)

また、就職を希望する障がい者の相談支援として、「障害者就業・生活支援センター」があります。雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障がい者の就労と生活に関する指導、助言など、職業生活における自立を図るための支援を行っています。

○ 自立支援協議会の運営

障がい者等への支援の体制の整備を図るため、自立支援協議会を運営し、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者によるネットワークを深めます。また、定例会において個別相談の情報を共有することにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備を協議します。

② コミュニケーション支援事業

市社会福祉協議会と連携し、意思疎通を図るために支援が必要な聴覚、言語機能又は音声機能の障がい者等に手話通訳や要約筆記に係る奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化により、社会生活上の利便を図り、障がい者等の社会参加を促進することを目的としています。

平成23年度の実利用人数の見込みは9人で、講演会や病院への受診同行などに利用されています。今後も毎年1人の増加を見込んでいますが、あわせてコミュニケーション支援事業の広報を継続し、市の講演会や各種行事での利用を促進します。

<年間の手話奉仕員等の派遣回数> ※ () は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
26回 (10人)	29回 (11人)	32回 (12人)

③ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者等の地域での安心した生活を支援するため、日常生活用具の給付又は住宅改修費を助成します。

平成23年度の利用見込みや障がい者数の推移を勘案して、見込みました。

<年間給付件数> ※ () は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
1,141件 (141人)	1,172件 (145人)	1,203件 (150人)

④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出についてマンツーマンにより支援するものです。

平成23年度には11人で1,140時間の利用を見込んでいますが、今後は、平成23年10月から重度視覚障がい者の方を対象として開始された同行援護への移行を勘案して見込みました。

<事業所数、年間利用時間> ※ () は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
8か所 420時間 (7人)	8か所 480時間 (8人)	8か所 540時間 (9人)

⑤ 地域活動支援センター

小規模作業所等から地域活動支援センターへの移行に伴い、創作的活動や生産活動の機会を提供する基礎的事業と、機能・社会適応訓練や相談支援を行う機能強化事業があり、地域の障がい者の支援と活動の場を充実します。

平成23年度まで地域活動支援センターとして活動していた「工房おれんじ」、「あさレインボー」は平成24年度から就労継続支援B型のサービス提供事業所となり、「かに工房」は地域活動支援センターⅢ型として運営を継続しますが、平成24年度以降も引き続き、就労継続支援B型への移行を継続して検討します。また、「心身障害者福祉作業所 のぞみ園」も地域活動支援センターへの移行を検討します。

<1日当たりの利用人数>

名 称		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域活動支援センターⅢ型	かに工房	8人	9人	10人
「心身障害者福祉作業所」	のぞみ園	18人	18人	18人

⑥ 訪問入浴サービス事業

障がい者のいる居宅を移動入浴車で訪問し、入浴サービスを行うことにより身体障がい者の身体の清潔及び心身機能を保つことを目的としています。

市内にはサービスを提供できる事業所がありませんが、近隣事業所と契約を締結し毎年1人のサービス利用を見込みました。

<年間利用回数>

※（ ）は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
50回（1人）	50回（1人）	50回（1人）

⑦ 日中一時支援事業

施設や学校の空き教室等を利用して、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

近年は利用人数及び利用時間数が年々増加していることや現在の利用人数、1人当たりの平均利用時間を勘案して、見込みました。

＜事業所数、年間利用回数＞		※（ ）は実利用人数	
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
24 か所 2,650 回 (56 人)	24 か所 2,700 回 (57 人)	24 か所 2,750 回 (58 人)	

⑧ 社会参加促進事業

スポーツや芸術活動などを通じて障がい者等と市民の交流を図り、また、障がい者への情報支援を通じて障がい者等の社会参加を促進します。

○ ふれあい運動会の開催

障がい者に対する理解と親睦を深め、障がい者の体力の維持・増強を図り、社会参加を促進するため、市社会福祉協議会と連携して今後も毎年開催します。

○ 点字・声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がい者に対し、ボランティアグループの活動を通じて、点字・音声訳その他障がい者の解りやすい方法での情報提供を継続します。

○ **奉仕員養成研修事業**

この事業は、聴覚・言語機能又は音声機能障がい者が円滑に意思疎通できるよう、手話や要約筆記によりコミュニケーションの支援を行う奉仕員等を養成するものです。

平成23年度までに手話奉仕員30人、要約筆記奉仕員30人が登録される見込みです。コミュニケーション支援事業を一層推進するため、養成研修及び研修を受講済みの奉仕員に対するスキルアップ研修を実施します。

<手話奉仕員等登録者数>

奉仕員の種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手話奉仕員	30人	30人	40人
要約筆記奉仕員	30人	40人	40人

⑨ **自動車運転免許取得・改造事業**

身体障がい者又は知的障がい者が自動車運転免許を取得する場合の経費や、重度の肢体不自由障がい者が自動車を改造する場合に、費用の一部を助成します。

平成23年度の利用見込みは5件です。障がい者のニーズを勘案し、毎年5人の利用を見込みました。

<年間助成件数>

※（ ）は実利用人数

平成24年度	平成25年度	平成26年度
5件（5人）	5件（5人）	5件（5人）

2 「障害福祉サービス」等の数値目標の設定

「障害者自立支援法」においては、「施設入所者の地域生活への移行」や「福祉施設から一般就労への移行」を推進することとしていることから、次の2つの数値目標について、平成26年度を目標年度として数値目標を設定しました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

○ 数値目標の設定

平成23年度までに22人の地域生活への移行を見込んでおり、これまでの地域移行の状況等から平成26年度までにさらに5人の地域生活への移行を見込みました。

基準時の施設入所者数	89人	平成17年10月1日の施設入所者数
平成26年度末の施設入所者数	81人	平成26年度末時点の施設入所者数
削減見込み者数	8人 (9.0%)	平成26年度までの定員削減見込み者数 (国基準：平成17年10月1日時点の施設入所者数の1割以上を削減)
地域生活移行者数	27人 (30.3%)	平成26年度までの施設入所から地域生活への移行見込み者数 (国基準：平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上が移行)

※ 地域生活移行者数は、平成18年度以降の新規入所分は勘案しないものとして算出。

○ 目標達成のための方策

円滑な地域生活への移行を促進するため、移行後に必要なサービスの拡充を図ります。

- ① 中軽度者に対する訪問系サービスの量的な確保に努めるとともに、施設の日中活動系サービスの充実を促進します。
- ② 中軽度者の居住の場の受け皿としてグループホーム等の整備促進を図ります。
- ③ 退院可能な精神障がい者に対し、県で実施される精神科救急医療体制の構築などに加え、市においても地域定着支援、地域相談支援などの活用により、地域生活への移行を促進します。

- ④ 「障害者就業・生活支援センター」等を活用するなど、地域生活への移行をサポートする相談支援体制等の整備促進を図ります。
- ⑤ 自立支援協議会において、障がい者の相談支援体制のネットワークを深め、困難事例への対応を協議します。
- ⑥ 「障害福祉サービス」の利用等の観点から、権利擁護事業や成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、権利擁護事業や成年後見制度の利用に結びつけるための支援を行います。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

○ 数値目標の設定

平成23年度までの施設から一般就労への移行を4人と見込み、平成26年度までにさらに4人の移行を見込んで数値目標を設定しました。

平成17年度 一般就労移行者数	2人	平成17年度において施設を退所し、 一般就労した者の数
平成26年度 一般就労移行者数	8人 (4.0倍)	平成26年度において福祉施設を退所し、 一般就労する者の数 (国基準：平成17年度の4倍)

○ 目標達成のための方策

① 福祉・労働・教育等の関係機関の連携による障がい者雇用施策の推進

ア 関係者からなる就業促進のためのネットワークを構築します。

就労支援ネットワーク会議を開催し、公共職業安定所、商工関係者の求人情報を収集し、企業の要求する職種との合致を図るとともに、就労意向のある障がい者のいる施設に情報提供を行います。また、その情報に基づいて障がい者が行うことのできる作業の開拓を行います。

イ 「障害者就業・生活支援センター」等の相談支援の積極的な利用促進を図ります。

一般就労を希望している障がい者は、障がいの種別や状況、本人の意思や性格、社会経験、年齢、疾病等の諸条件により、支援の内容が同一ではありません。一般就労への移行に際しては、障がい者の特性を踏まえ、障がい者一人ひとりの状況に応じ、その時々効果的な手法を選択

しながら、きめ細かな支援を行う必要があることから、「障害者就業・生活支援センター」等の相談支援の積極的な利用促進を継続します。

ウ 関係機関（ハローワーク等）との連携強化による施設利用者や総合支援学校卒業者の就業促進体制の整備を図ります。

一般就労への移行を行う施設が単独で就労支援を行うのではなく、「障害者就業・生活支援センター」、公共職業安定所、「地域障害者職業センター」など関係機関と密接な連携を図りながら利用者の一般就労に向けた取組みを支援します。

エ 関係機関と連携して行う「障害者委託訓練事業」、「トライアル雇用」、「ジョブコーチ」の利用による就業促進を図ります。

公共職業安定所や「障害者職業センター」等と連携して、企業側に職業訓練、「障害者試行雇用」（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、その他各種助成制度等の活用について説明し、理解を求めるとともに、積極的な利用による就業促進を図ります。

オ 保健福祉圏域内のネットワーク構築等により、雇用等の情報の共有を図ります。

障がい者の雇用について、市内だけでは情報が少ないため、保健福祉圏域内において事業所や企業など関係機関等のネットワークを構築し、雇用に関する情報等を共有する体制づくりを図ります。

(3) 「障害福祉サービス」等の円滑な提供体制の確保・質の向上

今後も障がい者のニーズに対応できるようサービスの提供体制を計画的に整備し、「障害福祉サービス」、地域生活支援事業の推進を図ります。

① 事業者の参入

「障害福祉サービス」提供事業所やグループホーム等の整備を進めるために、NPO法人等の主体による新たな事業者の参入を促進するなど、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

② サービス提供事業者に対する第三者の評価

利用者が事業者を選択できるよう、事業者情報の提供を推進するとともに、中立的な第三者機関が評価・公表する「第三者評価」を積極的に推進します。

③ 障がい者等に対する虐待の防止

障がい者に対する虐待防止を図ることは極めて重要な課題であり、虐待防止に向けた取組みが必要になります。そのため自立支援協議会において関係機関と連携しながら、利用者の人権の擁護、虐待の防止のための体制整備を進めます。また、身寄りのない知的障がい者や精神障がい者のために、成年後見制度利用支援事業を推進します。